

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに 建築物等の解体等工事が開始された事案等について

1 情報提供数

平成 26 年 6 月 1 日（改正大気汚染防止法施行日）以降に、事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案について、特定建築材料に係る事案は 147 件あった。今回、前回までの回答分を含めて、以下年度別の集計結果を報告する。

2 発生原因

事案の発生原因を分析するため、発生原因について調査し、類型別に分類を行った（重複あり）。

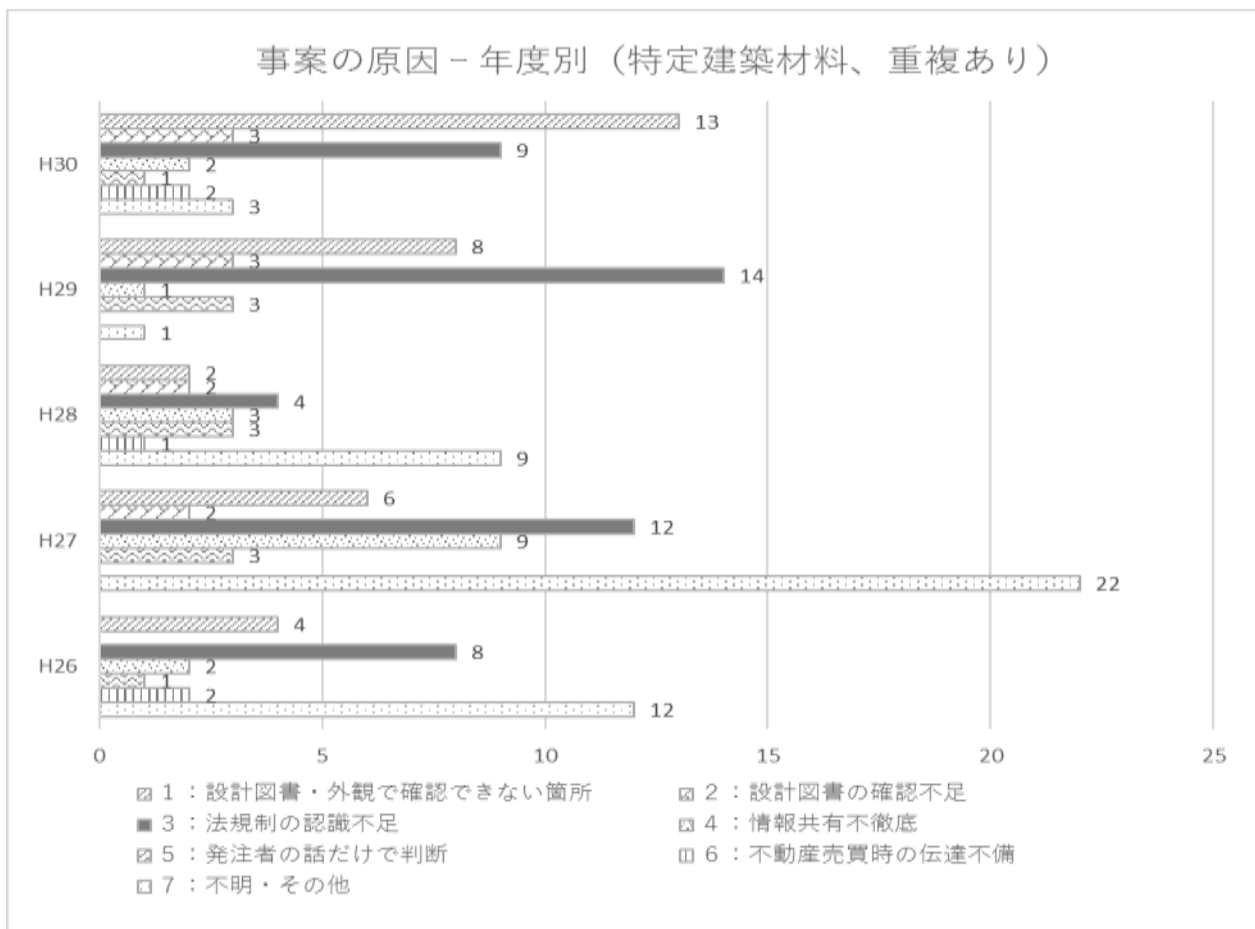


図1 事案の原因（特定建築材料に係るもの、重複あり）

特定建築材料に係る事案 147 件のうち、発注者や受注者の法規制の認識不足によるものは 47 件、発注者から受注者、元請業者から下請業者への伝達の不備や現場作業員への周知の不足など、情報共有の不徹底によるものは 17 件あった。情報共有の不徹底によるもののうち、発注者は石綿含有建材があることを把握していたにもかかわらず、これを受注者に的確に伝えなかったため発生した事案が 3 件あった。発注者からの話のみで石綿なしと判断した事案は 12 件あった。

設計図書・外観では確認できない場所に石綿が含有されていた原因となった事案が 33 件あった一方で、設計図書の確認不足が原因となった事案が 10 件、発注者の話だけで判断した事案が 5 件あつ

たほか、他の箇所の結果から推測して石綿がないと判断したが実際にはあったという事案も見受けられた。

3 都道府県等が事案を認知した経緯

都道府県等による把握の状況を分析するため、都道府県等が事案を認知した経緯について調査し、類型別に分類を行った。

表1 都道府県等が事案を認知した経緯（年度別）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	不明	総計
1：通報	9	9	1	9	6		34
2：立入	3	9	7	6	11		36
3：自主報告	8	17	11	11	8	1	56
4：不明・その他	6	10	2	2	1		21
総計	26	45	21	28	26	1	147

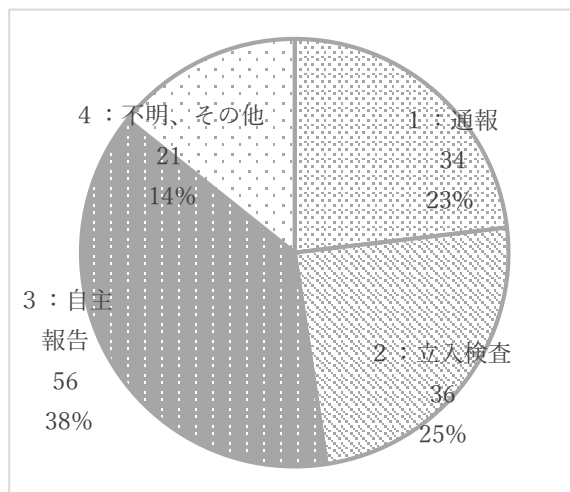


図2 都道府県等が事案を認知した経緯（割合）

特定建築材料に係る事案 147 件のうち、立入検査により発覚したものが 36 件あった。このうち建設リサイクル法の届出情報に基づいて行われたものが 2 件、条例の届出情報に基づいて行われたものが 7 件、パトロール時に立入を行い発見されたものが 4 件、騒音苦情の立入検査の際に発見されたものが 2 件、建材の分析等の指導を行った後、確認のための立入検査を実施したことで発見されたものが 3 件あった。集中検査の確認後の立入りで発見されたものが 3 件あった。

通報によるものが 34 件、解体事業者等から自主的に報告されたものは 56 件あったが、事業者が認知してから数週間～数か月後に行政へ報告が行われた例が複数あり、この中には、行政への報告までの間、石綿飛散防止措置が適切に講じられていない例があった。

また、その他のうち、届出内容の確認（聴き取り）により発覚したものが 2 件あった。

4 事案発覚時点での届出状況

法令等による届出の状況を分析し、他の法令等の届出情報の活用の可能性を検討するため、法令等による届出の状況を調査した。

特定建築材料に係る事案の法令・条例の届出状況を、図3（大防法届出ありの41事案）及び図4（大防法届出なしの106事案）に示した。

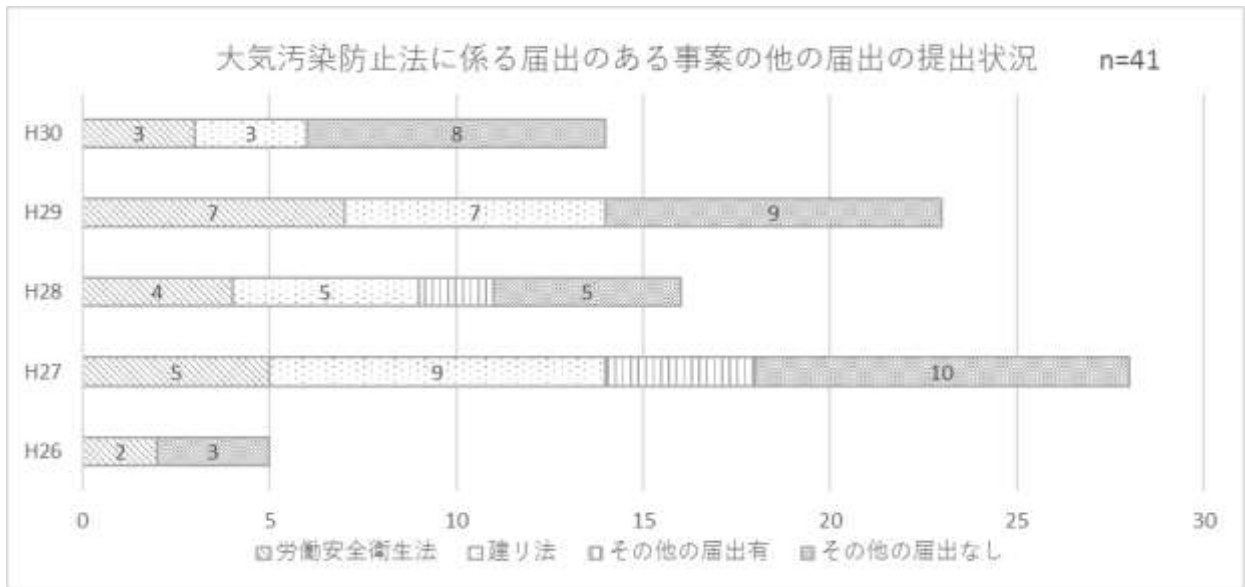


図3 大気汚染防止法に係る届出のある事案の他の届出の提出状況

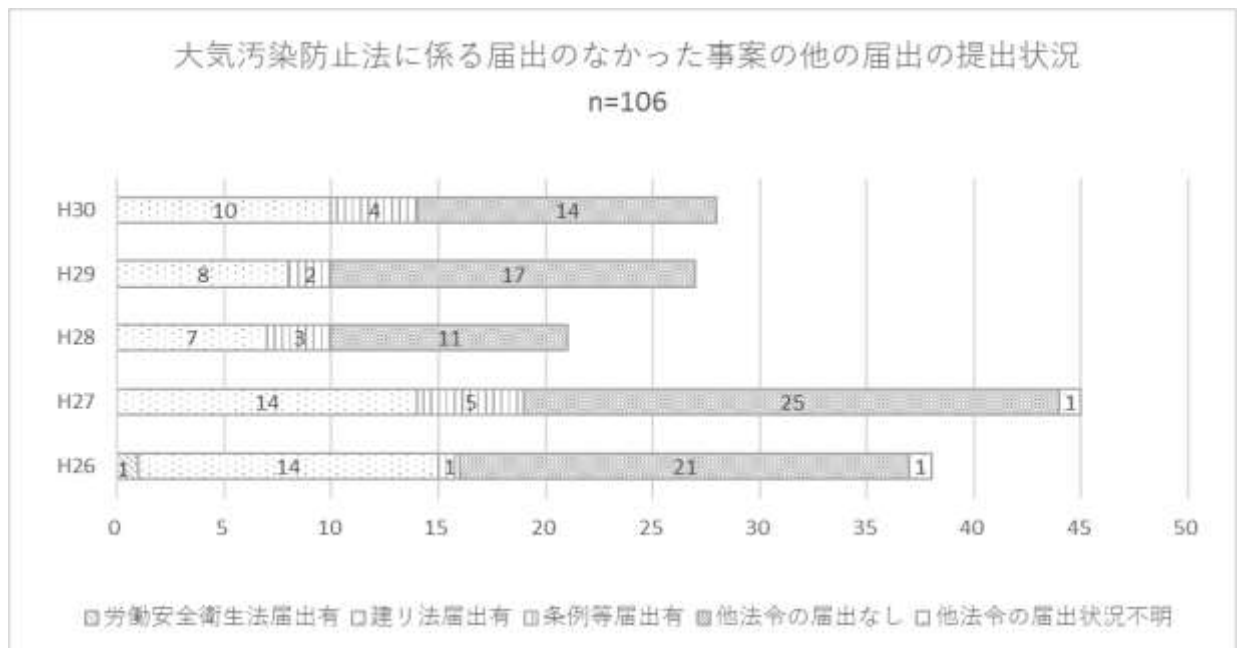


図4 大気汚染防止法に係る届出のなかった事案の他の届出の提出状況

大気汚染防止法の届出のなかった106件のうち、建設リサイクル法の届出が行われていた事案は平成26年から30年までの累計で54件あった。なお、このうち4件については、建設リサイクル法に基づく届出では「付着物（石綿）なし」とされていた。

また、騒音規制法、振動規制法、条例等に基づく届出が行われていた事案は22件あった。